

事業協同組合の資格審査における特例措置について

「福井県建設工事等競争入札参加者資格審査事務処理要領」第9条（7）の規定に基づき、事業協同組合の特例措置を次のとおり定める。なお、平成21年3月2日付土管第152号「平成21・22年度建設工事に係る競争入札参加資格審査における事業協同組合の資格審査方法について」は令和2年10月19日から廃止する。

記

（定義）

- 第1条 この要領において、「事業協同組合」（以下、組合という）とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可および同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、県内に主たる営業所を有し、中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という）を受け、かつ、福井県告示で定める競争入札参加資格審査を受けることができるものであることをいう。
- 2 この要領において「審査対象者」とは、組合が次の各号に該当する者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに指定したものをいう。この場合において、審査対象者の数は10を超えてはならないものとする。
- 一 当該組合の組合員であること。
 - 二 当該組合の理事または当該組合の理事が役員になっている法人であること。
 - 三 当該希望工事種別に属する工事を施工することについての建設業法第3条の規定による許可および当該許可に係る建設業を対象とする経営事項審査を受けているものであること。
 - 四 福井県告示で定める競争入札参加資格審査を受けることができるものであること。

（総合点数の算定方法に関する特例）

- 第2条 総合点数の算定における共通項目点数および特別項目点数の評点は次の各号に定めるところによるものとする。
- 一 年間平均完成工事高は、当該組合および各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。
 - 二 自己資本額および利益額点は、当該組合および各審査対象者の自己資本および利益額それぞれの和とする。
 - 三 経営状況の評点は、当該組合および各審査対象者の評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
 - 四 建設業の種類別の技術職員の数及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高は、当該組合および各審査対象者の建設業の種類別の技術職員の数および建設工事の種類別年間平均元請完成工事高それぞれの和とする。
 - 五 その他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合及び各審査対象者の評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
- 2 特別項目点数の評点は、福井県告示第6第1項第1号の項目について、当該組合および各審査対象者の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

(特例の適用)

第3条 第2条の規定は、組合の希望工事種別のうち当該組合が受けた適格組合証明に係る建設工事の種類に対応するものであって、かつ、同規定による特例措置の適用の申出をしたものについて適用するものとする。

- 2 前項の申出は、別紙様式1に次の各号に定める書類を添付して提出するものとする。
 - 一 当該組合および審査対象者の経営事項審査結果通知書
 - 二 当該組合および審査対象者の役員名簿
 - 三 組合員名簿
 - 四 官公需適格組合証明書
 - 五 事業協同組合調書(様式2)

(変更等の届出)

第4条 第3条の規定の適用を受けた組合は、次の各号に該当することとなったときは、速やかに、その旨を知事に届出なければならないものとする。

- 一 審査対象者が第1条第2項各号に該当しなくなったとき。
- 二 適格組合証明を取消されたとき。
- 三 適格組合証明の更新を受けたとき。

(資格の認定の変更)

第5条 知事は、第4条に定める届出があつた場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格の認定を変更するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年度を基準年度とする資格審査については、なお従前の例による。

様式1

年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

申請者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 氏 名

事業協同組合特例措置適用申出書

年度建設工事競争入札参加資格審査申請時において、事業協同組合の特例措置の適用を受けたいので、下記の資料を添えて申出します。

記

- 一 当該組合および審査対象者の経営事項審査結果通知書
- 二 当該組合および審査対象者の役員名簿
- 三 組合員名簿
- 四 官公需適格組合証明書
- 五 事業協同組合調書（様式2）

事業協同組合調書

事業協同組合名	
所管事務所名	
申請業種	

組合として適当か

- 中小企業庁（近畿経済産業局）の官公需適格組合の証明を受けているか
（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合であるか）
- 特例措置を希望する旨を申し出ているか
- 申請業種に係る建設業許可および経営事項審査を受けているか
- 福井県告示で定める競争入札参加資格審査を受けることができるものか
 - 納期限の到来している県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税のすべてを完納しているか（納税証明書の添付があるか）
 - 直前1年の営業年度の決算日を基準とする経営事項審査の結果通知書があるか
 - 健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれも未納でないか
 - 審査基準日の直前2年の営業年度における当該申請業種について年間平均完成工事高が250万円以上であるか
 - 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入しているか、もしくは退職一時金制度を有しているか

審査対象者として、事業協同組合に加算を行う法人として適当か

- 10社以内であるか
- 当該法人全てが、組合の理事または組合の理事が役員になっている法人か
- 当該法人全てが、申請業種に係る建設業許可および経営事項審査を受けているか
- 当該法人全てが、福井県告示で定める競争入札参加資格審査を受けることができるものか
 - 納期限の到来している県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税のすべてを完納しているか（納税証明書の添付があるか）
 - 直前1年の営業年度の決算日を基準とする経営事項審査の結果通知書があるか
 - 健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれも未納でないか
 - 審査基準日の直前2年の営業年度における当該申請業種について年間平均完成工事高が250万円以上であるか
 - 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入しているか、もしくは退職一時金制度を有しているか。